資料53-2

EMS配達時間保証扱いに係る国際郵便約款の変更 の認可

(諮問第1158号)



諮問第1158号 平成29年11月20日

情報通信行政·郵政行政審議会 会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖



諮 問 書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 横山 邦男)から、別添のとおり、 郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1 項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同 条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の 認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査 結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定		
められていること		
(法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いは、万国郵
総務省令の規定により郵便約款		便条約上、提供を確保すべき業務ではないた
で定めることとされている事項		め、廃止することは可能であり、適当である
		と認められる。
郵便物の引受け、配達、転送及び	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止す
還付並びに送達日数に関する事		ることに伴い、郵便物の引受け等に関する事
項		項から、これを削除することとしており、適
		当であると認められる。
郵便に関する料金の収受に関す	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止す
る事項		ることに伴い、料金の支払方法に関する事項
		から、これを削除することとしており、適当
		であると認められる。
その他会社の責任に関する事項	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止す
		ることに伴い、料金の返還に関する事項か
		ら、これを削除することとしており、適当で
		あると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱い	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、EMS郵
をするものでないこと		便物の配達時間保証扱いを廃止するもので
(法第68条第2項第2号)		あり、特定の者に対し不当な差別的取扱いを
		するものには当たらないことから、適当であ
		ると認められる。



2017-日郵国第 258 号 平成 29 年 11 月 13 日

総務大臣 野田 聖子 様

> 日本郵便株式会社 代表取締役社長 横山 邦身

郵便約款の変更認可申請書

郵便法(昭和22年法律第165号)第68条第1項の規定に基づき、国際 郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款 別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施期日 平成30年1月1日
- 3 変更を必要とする理由 EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止するため。

					※「を治力が以上記分
	現 行			改 正	
	国際郵便场			国際種们便約款	
(吳麗)			(吳麗)		
(EMS郵便物の配送時間保証扱い) 第39条 EMS郵便物のうち、郵便物を一定の日	<u>扱い)</u> 郵便物を一定の日時までに配達する扱い(以下「配謝時間保証扱い」といいます。)	処り といいます。)を行	(削2%)		
うものを配達時間保証EMS郵便物といいます。 2 前項に規定する一定の日時については、当社が別に定めるところによります。 3 函達時間保証EMS郵便物の差出人には、その郵限物の配達結果に関する通知を行います。ただし、	別に定めるところによります。 郵便物の配達結果に関する通知を行います。;	ただし、差出人がその通			
知を必要としない場合は、この限りではありません。	ر ا				
(EMS郵便物の保冷扱い) 第0条60 PMS WITHWARD A WITHWAY TO WE	、別学さら見る十代日の日田で十七年に		(EMS郵便物の保冷板v)	郵(関物の/R/分板v) trace minimum スキー minimum シロシトキ ナモ M 同の30年 1.7 min 本十ヶ日: 、ナイニン・のチュロシロン minimum 1.2 v	ここで、このでは、これをは、これをは、これをいる。
第59米OZ DIM 3型気でつくして、型体の合体もしてまずた型の女式へに自用する版でで1」ともの合体的正M 3型体のとして、実力。	10におおどに国に届ける以外・1211プリンの人が、1211プリンの人が、1211プリンの人が、1211プリンの人が、1211プリンの人が、1211プリンの人が、1211プリンの人が、1211プリンの	もく 全 Man DIVIS 単近 大	第69条 EMS期次がフラ、期次の名称 います。	ロレニもよどで国の文本などに自己手がる次でで1170ので	VATATION BIXS CV
2 · 3 (图)			2・3 (時)		
(FMS郵便物の茶川田冬生)			(FMS無/開初の系 田名/年)		
第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出していただきます。	していただきます。		第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出していただきます。	こ田していただきます。	
(1) • (2) (暗為)			(1) • (2) (服务)		
2 配達時間保証EMS郵便物を差し出すためには、前項(1)及び(2)に規定するほか、		当社が別に定める条件に従ってい	(肖12°)		
<u>ただきます。</u> 3 保冷 EMS 郵便物を差し出すためには、第1項(1)及び(2)に規定するほか、当社が別に定める条件に従っていただき	(1) 及び(2)に規定するほか、当社が別に定め	る条件に従っていただき	2 保冷EMS郵便物を差し出すためには、	保冷EMS郵便物を差し出すためには、 <u>前項</u> (1)及び(2)に規定するほか、当社が別に定める条件に従っていただきま	5条件に従っていただきま
## #			†°		
(料金の返還)			(料金の)返還)		
第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内に	1、次に掲げるものであって、から、それぞれ	次に掲げる請求期間内に	第51条 既で支払われた国際郵便に関する	第51条 既に支払はかた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内に	心次に掲げる請求期間内に
よいて、これを支払った者(7の場合において受取人に損害賠償するものにあっては、受取人)からの清求があった場合に、これを返還します。	!取人に損害賠償するものにあっては、受取人)	からの清末があった場	おいて、これを支払った者(7の場合にお合に、これを返還します。	おいて、これを支払った者(7の場合において受取人に損害賠償するものにあっては、受取人)からの請求があった場合に、これを返還します。	() からの請求があった場
区別	返還される料金	請求期間	区別	返還される料金	請求期間
1~4 (幣)	(開各)	料金を支払った	1~4 (略)	(周各)	料金を支払った
		HDか1年			HZVら1年

	—	現行		改正	
5 外国紀てEMS戦機がこついて、EM (略) S戦便物の取扱いをしなかった場合又は	(欠期)		5 外国紀てEMS郵便物について、EMS郵便物の取扱いをしなかった場合又は	(所名)	
EMS郵便物の取扱いをしないのと同様			EMS郵便物の取扱いをしないのと同様		
の結果を生じた場合(<u>6の2及び6の3</u>			の結果を生じた場合 (6及び6の2 に規		
に規定する場合及び不可抗力による場合			定する場合及び不可抗力による場合を除		
を除きます。)			きます。)		
	差出しの際に支払われた配達時間	保証扱			
	しの料金(その配達時間保証扱いの料	海が、			
場合又は配達時間保証扱いをしないのと 料金割引の適用により合計額又は総計額が	料金割引の適用により合計額又は総	計格負力			
同様の結果を生じた場合 (不可抗力によ 割り引かれたものである場合には、支払わ	割り引かれたものである場合には、	対わ			
る場合を除きます。) れた料金の合計額又は総計額を上回らない	れた料金の合計額又は総計額を上回	らない			
ことを限度として、その郵便物が料金割ら	ことを限度として、その郵便物が料	上記			
の対象とされなかった場合に支払われるべ	の対象とされなかった場合に支払われ	べる			
き料金とします。)	き料金とします。)				•
602 冷蔵型保冷EMS郵便物につい (略)	(殿)		6 冷蔵型保冷EMS郵便物について、冷	(安里)	
て、冷蔵型保冷板いをしなかった場合又			蔵型保治扱いをしなかった場合又は冷蔵		
は冷蔵型保冷扱いをしないのと同様の結			型保冷板、をしないのと同様の結果を生		
果を生じた場合(不可抗力による場合を			じた場合(不可抗力による場合を除きま		
除きます。)			\$\(\frac{1}{2} \)		
603 冷凍型保冷EMS郵便物につい (略)			602 冷凍型保冷EMS郵便物につい	()景	
て、冷凍型保冷板いをしなかった場合又			て、冷凍型保冷扱いをしなかった場合又		
は冷凍型保冷扱いをしないのと同様の結			は冷凍型保冷扱いをしないのと同様の結		
果を生じた場合(不可抗力による場合を			果を生じた場合(不可抗力による場合を		
除きます。)			除きます。)		

		语			본	
	7 書留若しくは保険付とする通常郵便	差出しの際に支払われた郵便物の料金	損害賠償の通知	7 書留若しくは保険付とする通常郵便	差出しの際に支払われた郵便物の料金	損害賠償の通知
	物、小包郵便物又はEMS郵便物に関し、	(その郵便物が、料金割引の適用により合	を受けた目から6	物、小包郵便物又はEMS郵便物に関し、	(その郵便物が、料金割引の適用により合	を受けた日から6
	亡失又は内容品の全部の盗取若しくは全	計類又は総計額が割り引かれたものである	力・月	亡失又は内容品の全部の盗取若しくは全	計類又は総計額が割り引かれたものである	カヶ月
	面的な損傷について当社が損害賠償しな	場合には、支払われた料金の合計額又は総		面的な損傷について当社が損害賠償しな	場合には、支払われた料金の合計額又は総	
	ければならない場合(外国来郵便物にあ	計額を上回らないことを限度として、その		ければならない場合(外国来郵便物にあ	計額を上回らないことを限度として、その	
	っては、受取人が郵便物の不良状態を理	郵便物が料金割引の対象とされなかった場		っては、受取人が郵便物の不良状態を理	郵便物が料金割引の対象とされなかった場	
	由として受取りを拒絶した場合も含みま	合に支払われるべき料金とします(EMS		由として受取りを拒絶した場合も含みま	合に支払われるべき料金とします (EMS	
	\$\display{\text{.}}	郵便物にあっては、第5表(EMS郵便物		\$\frac{1}{2}\cdot\)	郵便物にあっては、第5表(EMS郵便物	
		の料金) 第2の1ただし書及び <mark>第2の2の</mark>			の料金)第2の1ただし書及び <mark>第2の2</mark> た	
		2ただし書の規定により算出した額を除き			だし書の規定により算出した額を除きま	
		ます。)。8から11までについても同様と			す。)。8から11までについても同様とし	
		します。)、特殊取扱の料金(書留とする郵			ます。)及び特殊取扱の料金(書留とする郵	
		便物にあっては書留料を、保険付とする郵			便物にあっては書留料を、保険付とする郵	
		便物にあっては保険料を除いた額としま			便物にあっては保険料を除いた額としま	
		寸。)及び商ご車時間保証扱いの料金			す。)	
	7の2 (略)	((盤)	7 0 2 (附)	(開各)	(開各)
	8 引受停止により郵便物の運送業務の一	差出しの際に支払われた郵便物の料金	料金を支払った	8 引受停止により郵便物の運送業務の一	差出しの際に支払われた郵便物の料金	料金を支払った
	部又は全部が行われなかった場合	(その郵便物が、料金表第1表 (通常郵便	日から1年	部又は全部が行われなかった場合	(その郵便物が、料金表第1表 (通常郵便	日から1年
		物の料金) 第1の7(2)の規定により差し出			物の料金) 第1の7(2)の規定により差し出	
		された郵便物である場合には、支払われた			された郵便物である場合には、支払われた	
		料金を上回らないことを限度として、その			料金を上回らないことを限度として、その	
		郵便物について料金表第1表第2の4(2)			郵便物について料金表第1表第2の4(2)	
		の規定により算出される料金とします。9			の規定により算出される料金とします。9	
		及び10についても同様とします。)、特殊			及び10についても同様とします。) 及び特	
		取扱の料金及び商品等時間保証扱いの料金			殊取扱の料金	
	9 宛名が詳細かつ明確に記載されている	差出しの際に支払われた郵便物の料金、		9 宛名が詳細かつ明確に記載されている	差出しの際こ支払われた郵便物の料金及	
	郵便物を差出人に返還した場合	特殊取扱の料金及び配達時間保証扱いの料		郵便物を差出入に返還した場合	び特殊取扱の料金	
		徘				
	10・11 (時)	(明各)		10・11 (略)	(服务)	
$2\sim4$	4 (開各)			2~4 (協)		
(盤)				(岩)		

(参考) 国際郵便に関する料金表新旧対照表

	※下線部分が改正部分
現行	故 正
国際郵便に関する料金表	国際郵便に関する料金表
(時)	(明各)
第5表 EMS郵便物の料金	第5表 EMS郵便物の料金
第1 適用	第1 適用
1 EMS郵便物の料金	1 EMS郵便物の料金
EMS郵便物ごは、次の区別による料金を適用します。	EMS郵便物には、次の区別による料金を適用します。
 EMS郵便物の料金 (3) に掲げるものを除きます。) 	(1) EMS郵便物の料金 (<u>2)</u> に掲げるものを除きます。)
(2) EMS郵便物の配達時間保証扱いの料金	(則2。)
(3) 保冷EMS郵便物	(2) 保冷EMS郵便物
ア〜カ(唐)	ア〜カ (略)
2 EMS郵便物の料金割引	2 EMS郵便物の料金割引
■ EMS郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合におい	EMS郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより割引をします。この場合におい
て、(1)及び(2)のアのいずれも満たすものについては、割引率のいずれか高い方の条件を満たすものとみなします。	て、(1)及び(2)のアのハずれも満たすものについては、割引率のハずれか高い方の条件を満たすものとみなします。
(1) 同時に差し出されたものの料金割引	(1) 同時に差し出されたものの料金割引
次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その合計額(同時に差し出されたその郵便物に対す	次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その合計額(同時に差し出されたその郵便物に対す
る第2の1 (EMS郵便物の料金) 又は第2の2の2 (保冷EMS郵便物の料金)の表に規定する料金の額を合	る第2の1 (EMS郵便物の料金) 又は <mark>第2の2</mark> (保冷EMS郵便物の料金)の表に規定する料金の額を合計し
計した額をいいます。以下この(1)において同じとします。)に、第2の3の(1)(同時に差し出されたものの料金	た額をいいます。以下この(1)において同じとします。) に、第2の3の(1) (同時に差し出されたものの料金割引)
割引)の表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。	の表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。
ア・イ (略)	と・ 人 (表)
(2) 1か月内に差し出されたものの料金割引	(2) 1か月内に差し出されたものの料金割引
ア・基本割引	ア 基本割引
次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その総計額(1か月内に差し出されたその郵便物	次に掲げる条件を満たすEMS郵便物の料金については、その総計額 (1か月内に差し出されたその郵便物
に対する第2の1 (EMS郵便物の料金) 又は 第2の2の2 (保冷EMS郵便物の料金)の表に規定する料金	に対する第2の1 (EMS郵便物の料金) 又は第202 (保冷EMS郵便物の料金) の表に規定する料金の額
の類を合計した額をいいます。以下この(2)において同じとします。) に第2の3の(2)のア (基本割引率) の表	を合計した額をいいます。 以下この(2)において同じとします。) に第2の3の(2)のア (基本割引率) の表に掲
に掲げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。	げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。
(ブ) • (亻) (FA)	(号館) (人)・(人)
(注) (略)	(注) (制)
/ (開分)	イ (開答)
	ober 5. In I. A state
第2 料金額	弟2 朴 金 類

現 行	故正
1 EMS郵便物の料金 EMS郵便物の料金 (2021)は別さものを除きます。 は、次表のとおりとします。ただし、着出人が20,00円を超える損害要償額を申し出た場合にあっては、その料金は、次表の料金額に当該損害要償額が20,000円を超える20,000円又はその端数ごとに50円の割合で算出した額を加えた額とします。 表 (略)	1 EMS郵便物の料金 EMS郵便物の料金(<u>2</u> に掲げるものを除きます。)は、次表のとおりとします。ただし、差出人が20,00 0円を超える損害要償額を申し出た場合にあっては、その料金は、次表の料金額に当該損害要償額が20,000円 を超える20,000円又はその端数ごとに50円の割合で算出した額を加えた額とします。 表 略)
2 EMS郵便物の南沿車時間保証以いの料金	(削5。)
名砂地域 料金額 香港、シンガポール 600円 大韓民国、台湾、中華人民共和国、マレーシア 400円	
2の2 保冷EMS郵(更物の料金 (略) 3 (略)	2 保冷EMS郵便物の料金 (略) 3 3 (略)
	(略) M 則 (平成29年11月13日 2017 - 日国際第258号) この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

説明資料

郵便約款変更の認可について

平成29年11月20日 総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件(料金を除く。)を 定めたものであり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」とい う。)第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めること になっている。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業が あらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

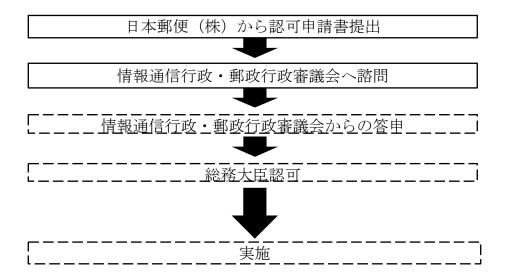
2 総務大臣の認可

郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わることなどから、法 第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更 する場合も同様。

- ※ 料金については、法第67条第1項により、原則総務大臣への届出制とし、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第2項により、認可制となっている。
- ※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっていることから、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請の概要

1 概要

日本郵便株式会社は、平成12年から、EMS郵便物を一定の日時までに配達する「EMS郵便物の配達時間保証扱い(※)」を提供してきたが、今般、その利用状況等に鑑み、この取扱いを廃止する。

※ EMS郵便物を取扱地域ごとに設定された翌日の一定時間までに配達するサービス。現在は、香港宛ての取扱い並びに韓国、台湾及び上海との間での双方向の取扱いを行っており、東京都及び大阪府の一部の郵便局において提供している。

○ 取扱地域・国等

取扱地域·国	開始日	サービス状況
シンガポール	平成12年3月	サービス停止(平成24年4月)
香 港	平成12年3月	外国来のサービス停止 (平成28年12月)
韓国	平成12年5月	
マレーシア	平成15年11月	サービス停止(平成18年3月)
台 湾	平成16年2月	
上 海	平成16年5月	
北 京	平成16年12月	サービス停止(平成23年4月)

○ 東京都の取扱郵便局

東京国際、銀座、日本橋、神田、晴海、麹町、芝、赤坂、高輪、上野、浅草、本郷、小石川、新宿、牛込、新宿北、落合、豊島、渋谷、代々木、東京中央、京橋、麻布

大阪府の取扱郵便局大阪北、大阪南、大阪東、大阪西、大阪中央

2 理由

EMS郵便物の配達時間保証扱いは、その提供に当たっては相応の費用と精緻な業務運営が必要とされる一方で、利用の低迷が続いており、収支も赤字の状況が続いていることに加え、相手国の郵便事業体からサービス停止の申出が相次いでいること等を勘案し、この取扱いを廃止する。

3 実施予定期日

平成30年1月1日(月)

第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく 総務省令の規定により郵便約款 で定めることとされている事項	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いは、万国郵便条約上、提供を確保すべき業務ではないため、廃止することは可能であり、適当であると認められる。
郵便物の引受け、配達、転送及び 還付並びに送達日数に関する事 項	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止することに伴い、郵便物の引受け等に関する事項から、これを削除することとしており、適当であると認められる。
郵便に関する料金の収受に関する事項	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止することに伴い、料金の支払方法に関する事項から、これを削除することとしており、適当であると認められる。
その他会社の責任に関する事項	適	EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止することに伴い、料金の返還に関する事項から、これを削除することとしており、適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱い をするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、EMS郵便物の配達時間保証扱いを廃止するものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには当たらないことから、適当であると認められる。

参考資料

【参照条文】

- 〇 郵便法 (昭和二十二年法律第百六十五号)
- **第十一条**(郵便に関する条約) 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その 規定による。
- 第六十八条(郵便約款) 会社は、郵便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めると きでなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - **イ** この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めること とされている事項
 - ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項
 - ニ その他会社の責任に関する事項
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 第七十三条(審議会等への諮問) 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で 政令で定めるものに諮問しなければならない。
- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令 を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。